政令第百四十七号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条第二項、第三条の二第十三項、第十五項、第十七項、第十九項、第二十一項、第二十三項及び第二十五項、第七条第五項、第十条の五第二項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項並びに第十条の六第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める。

第二条の二第一項中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改め、同条第二項中「同編第七章」を「同編第八章」に改め、同項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第三項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同表に次のように加える。

第二百九十二条の六	総所得金額	総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額

第二条の三第一項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第二項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに」に改め、「及び第三項」を削り、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第四項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第五項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに」に改め、「及び第三項」を削り、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第七項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第八項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに」に改め、「及び第三項」を削り、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第十項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第十一項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに」に改め、「及び第三項」を削り、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第十三項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同条第十四項の表第百二十一条第四項の項、第百二十条第一項の項及び第百二十一条第一項の項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第十五項の表第十一条第二項の項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二項第二号ロ、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに」に改め、「及び第三項」を削り、「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同表第二百五十八条第一項第二号の項、第二百五十八条第一項第三号の項及び第二百五十八条第一項第四号の項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同表第二百六十一条第一号の項、第二百六十六条第一項第二号及び第三号の項及び第二百六十六条第三項第二号及び第三号の項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同条第十六項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改める。

第六条第二項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同項第一号中「租税の課税標準等又は税額等（」を「租税の課税標準等若しくは税額等（」に、「「租税の課税標準等又は税額等」を「「租税の課税標準・税額等」に改め、「。）」の下に「又は同条第二項に規定する租税の課税標準等（同号において「国外事業所等に係る租税の課税標準等」という。）」を加え、同項第二号中「租税の課税標準等又は税額等」を「租税の課税標準・税額等又は居住者若しくは内国法人に係る国外事業所等に係る租税の課税標準等」に改め、「当該相手国居住者等」の下に「又は当該居住者若しくは内国法人」を加える。

第六条の次に次の十一条を加える。

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第六条の二　法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者（法人税法第二条第三号に規定する内国法人である特定法人（法第十条の五第七項第四号に規定する特定法人をいう。以下第六条の四までにおいて同じ。）のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第七項第五号に規定する支配者（次条から第六条の五までにおいて「実質的支配者」といい、その同項第八号に規定する居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下第六条の十二までにおいて同じ。）を有する場合には、法第十条の五第一項の特定取引（同条第七項第三号に規定する特定取引をいう。以下この項及び第六条の四第一項各号において同じ。）を行う際、その提出する報告金融機関等（法第十条の五第一項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この条、次条及び第六条の五第十五項において同じ。）の営業所等（法第十条の五第七項第二号に規定する営業所等をいう。以下第六条の十二までにおいて同じ。）の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。